

北九州広域都市計画臨港地区の指定及び分区の指定について (新門司北地区)

■概要

○新門司北地区において、埋立地の竣工に伴い臨港地区の指定を行う。また、令和5年12月の港湾計画の改訂（埠頭用地、港湾関連用地等）に合わせ、分区を商港区として指定するもの。

■変更理由

- 新門司北地区については、西日本最大のフェリーターミナルを擁し、令和3年7月には横須賀港との間に東京九州フェリーが新規就航している。また、本市が管理・運営を行っている浚渫土砂処分場があり、令和6年度中に埋立竣工する予定である。
- 当該地区では、物流拠点化が進展しており、物流関連企業の立地ニーズに対応するため、埋立の竣工に合わせて、臨港地区の指定及び分区の指定を行うものである。

■変更内容

- 臨港地区の指定面積：9.5ha
分区の指定面積：商港区 9.5ha



港湾計画（令和5年12月改訂前）



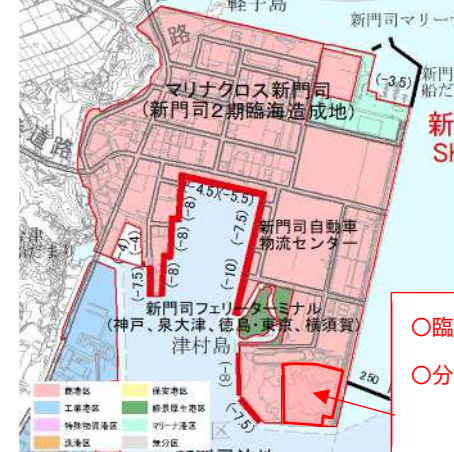
港湾計画（令和5年12月改訂後）



臨港地区及び分区の指定状況（指定前）



臨港地区及び分区の指定状況（指定後）



○臨港地区指定
○分区(商港区)指定
9.5ha

【問合せ先】港湾空港局計画課
担当:井上(課長)、牧野(係長)
TEL:093-321-5967